

## あきた総文2026総合開会式 観覧者禁止事項

(持込を禁じる物) ※総合開会式会場で預かり可

- 1 手荷物（ハンドバッグ、貴重品を除く。）
- 2 傘（折りたたみ傘、日傘を含む。）
- 3 水筒、ペットボトル、瓶類、缶類、その他これに類する物及び飲料
- 4 録音機、カメラ、ビデオ、その他撮影機器、三脚及び脚立等の撮影補助機材（撮影を許可された場合を除く。）
- 5 ホイッスル、拡声器、オーディオ機器、スピーカー、ポータブルゲーム機、楽器（持ち込みを許可された場合を除く。）、ペンライト、サーチライト、反射鏡、その他音又は光を発する物で使用方法により他の入場者や総合開会式の運営に迷惑となるおそれのある物
- 6 その他総合開会式の運営若しくは進行を妨げるおそれのある物

(持込を禁じる物) ※総合開会式会場での預かり不可

- 1 銃砲、エアガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させる物
- 2 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、その他鋭利な物
- 3 毒物、劇物その他有害物質
- 4 爆発物、発煙筒、花火、火薬、スプレー缶、油類、火気（ライター含む。）、その他可燃性のある危険物
- 5 スタンガン、弓矢、スリングショット、吹き矢、木材、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、工具類、その他凶器として使用されるおそれのある物
- 6 ボール類、ブーメラン、その他投てきにより他人に危害を与えるおそれのある物
- 7 掲示板、看板、横断幕、旗、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、レーザーポインター、その他総合開会式の運営に支障を及ぼす恐れのある物
- 8 キックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他通行に危険を及ぼすおそれのある物
- 9 塗料類（ペンキ類）
- 10 高出力無線機、その他総合開会式の運営に支障を及ぼすおそれのある無線通信機器類
- 11 ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機及び操縦等に使用する付属機器
- 12 動物類（身体障害者の補助に供する目的で訓練された犬を除く。）
- 13 その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼす、又はそのおそれのある物

(禁止行為)

- 1 当日発行するIDカード等来場者識別証を携行せず入場すること
- 2 入場する資格を有する者以外の者がその代理として、又は身分を偽り入場すること
- 3 許可なく撮影及び録音行為を行うこと
- 4 立ち入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること
- 5 ステージ、観客席等へ物を投げ入れること
- 6 機器を使用するなどして、むやみに大音量を発すること

- 7 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊する、又はみだりに操作を行うこと
- 8 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発、若しくは入場者等に面会を強要、又は入場者の通行の妨害となる行為
- 9 抗議集会、デモ等秩序を乱すおそれのある行為
- 10 喫煙又はゴミ、その他の汚物を廃棄すること
- 11 指定の場所以外で飲食すること
- 12 アルコール、薬物、その他の物質により酩酊した状態で入場、又は入場しようとする事
- 13 許可なく総合開会式会場への自動車の乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車すること
- 14 総合開会式会場への自転車若しくは二輪車の乗り入れ、又は所定の場所以外に駐輪すること
- 15 たき火、電熱器、ガス、その他これに類する火気を使用すること
- 16 テント、小屋掛け、その他工作物を設けること
- 17 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為を許可なく行うこと
- 18 文書、図書、図面、印刷物、その他の物を許可なく配布、又は提出をすること
- 19 宣伝、勧誘、署名活動、演説、布教、集会又は喧噪にあたる行為をすること
- 20 不正な方法で、総合開会式会場に入場しようとする事
- 21 施設又は設備に設置された錠、封印、テープ等を破損、又は改変すること
- 22 総合開会式会場の上空に、無人航空機を飛行させること
- 23 その他総合開会式会場における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼす、又はそのおそれのある行為をすること

以上のことを踏まえ、次のいずれかに該当する者は、総合開会式会場への入場を拒み、退去を命ずることがあります。

- ・ 正当な理由なく入場時の検査を拒んだ者、又は拒もうとする者
- ・ 許可なく持込を禁止する物を持ち込んだ者、又は持ち込もうとする者
- ・ 禁止行為を行った者、又は行うおそれがある者
- ・ その他総合開会式の運営若しくは進行を妨げるおそれのある者